

# 男女共同参画基本計画

平成17年12月



## 目次

### 第1部 基本的考え方

1. 男女共同参画基本計画の基本的考え方と経緯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1  
    (1) 男女共同参画基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1  
    (2) 第1次基本計画策定後の主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・1  
    (3) 男女共同参画基本計画改定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 男女共同参画基本計画(第2次)の構成と重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・2  
    (1) 男女共同参画基本計画(第2次)の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・2  
    (2) 男女共同参画基本計画(第2次)の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・7  
    (1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・8  
        ア 女性国家公務員の採用・登用等の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・9  
        イ 国の審議会等委員への女性の参画の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・9  
    (2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・10  
        ア 女性地方公務員の採用・登用等に関する取組の支援・協力要請等・・・・・・・・・・・・・・・・・・11  
        イ 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・11  
    (3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・12  
    (4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・12  
        ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・13  
        イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供及び人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・15  
        ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・17  
    (1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・18  
    (2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・18  
    (3) 法律・制度の理解促進及び相談の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・20  
    (4) 男女共同参画にかかわる調査研究、情報の収集・整備・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・25  
    (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・26  
        ア 男女雇用機会均等の更なる推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27  
        イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・27  
        ウ セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理の改善の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・29  
        エ 男女間の賃金格差の解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・29  
    (2) 母性健康管理対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・28  
    (3) 女性の能力発揮促進のための援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・28  
        ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・29  
        イ 再就職に向けた支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・31  
    (4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・30  
        ア 公正な処遇が図られた多様な働き方の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・31  
        イ パートタイム労働対策の総合的な推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・31  
        ウ 労働者派遣事業に係る対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

工	在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進	33
オ	男女のそれぞれ少ない職業分野への参画	35
(5)	起業支援等雇用以外の就業環境の整備	34
ア	起業支援策の充実	35
イ	雇用・起業以外の就業環境整備	35
4	活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	37
(1)	あらゆる場における意識と行動の変革	38
(2)	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	38
(3)	女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	38
(4)	女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	40
(5)	高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	42
5	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	45
(1)	仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	46
ア	仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	47
イ	仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実	47
ウ	仕事と介護の両立のための制度の定着促進等	47
エ	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	47
(2)	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	48
ア	多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	49
イ	ひとり親家庭等に対する支援の推進	53
(3)	家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	52
ア	家庭生活への男女の共同参画の促進	53
イ	地域社会への男女の共同参画の促進	55
6	高齢者等が安心して暮らせる条件の整備	57
(1)	高齢者の社会参画に対する支援	58
(2)	高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築	58
ア	介護保険制度の着実な実施	59
イ	高齢者保健福祉施策の推進	59
ウ	介護に係る人材の確保	61
(3)	高齢期の所得保障	60
(4)	障害者の自立した生活の支援	60
(5)	高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備	60
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	65
(1)	女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	66
ア	女性に対する暴力への社会的認識の徹底	67
イ	体制整備	67
ウ	女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり	69
エ	女性に対する暴力に関する調査研究等	71
(2)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	70
ア	関係機関の取組及び連携に関する基本的事項	71
イ	相談体制の充実	71
ウ	被害者の保護及び自立支援	73
エ	関連する問題への対応	75
(3)	性犯罪への対策の推進	74

ア	性犯罪への厳正な対処等	75
イ	被害者への配慮等	77
ウ	加害者に関する対策の推進等	77
エ	啓発活動の推進	79
(4)	売買春への対策の推進	78
ア	売買春の根絶に向けた対策の推進、売買春からの女性の保護、社会復帰支援	79
イ	児童に関する対策の推進	79
(5)	人身取引への対策の推進	80
ア	人身取引対策行動計画の積極的な推進	81
イ	関係法令の適切な運用	81
ウ	被害者の立場に立った適切な対処の推進	81
エ	調査研究等の推進	83
(6)	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	82
ア	雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	83
イ	教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	83
ウ	その他の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進	85
(7)	ストーカー行為等への対策の推進	84
ア	ストーカー行為等への厳正な対処	85
イ	被害者等の支援及び防犯対策	85
ウ	広報啓発の推進	85
8	生涯を通じた女性の健康支援	87
(1)	生涯を通じた女性の健康の保持増進	88
ア	生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実	89
イ	成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援	89
(2)	妊娠・出産等に関する健康支援	90
ア	妊娠・出産期における女性の健康支援	91
イ	適切な性教育の推進	93
(3)	健康をおびやかす問題についての対策の推進	92
ア	HIV/エイズ、性感染症対策	93
イ	薬物乱用対策の推進	93
ウ	喫煙、飲酒対策の推進	95
9	メディアにおける男女共同参画の推進	97
(1)	女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	98
ア	メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重のための取組等	99
イ	インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討	99
ウ	メディア・リテラシーの向上	101
(2)	国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進	100
10	男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	103
(1)	男女平等を推進する教育・学習	104
ア	初等中等教育の充実	105
イ	高等教育の充実	105
ウ	社会教育の推進	105
エ	教育関係者の意識啓発	107
オ	男女共同参画社会の形成に資する調査・研究等の充実	107
(2)	多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	106

ア	生涯学習の推進	107
イ	エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実	109
ウ	進路・就職指導の充実	111
1 1	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	113
(1)	国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透	114
(2)	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	114
ア	「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進	115
イ	国連の諸活動への協力	117
ウ	女性の平和への貢献	117
エ	国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進	117
オ	あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進	117
カ	NGOとの連携・協力推進	119
1 2	新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進	121
(1)	科学技術	122
(2)	防災(災害復興を含む)	122
(3)	地域おこし、まちづくり、観光	124
(4)	環境	124
	第2部における数値目標(再掲)	128
	第3部 計画の推進	
1	国内本部機構の組織・機能等の拡充強化	131
(1)	男女共同参画会議の機能発揮	131
(2)	総合的な推進体制の整備・強化等	131
2	国の地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化	132
3	女性のチャレンジ支援	134